

令和8年4月16日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
12	八尾(8)ばい煙測定 検査	仕様書に示す	9.3.31	8.4.16	8.4.21 10:00	8.4.21 10:00	防衛省競争参加資格(全 省庁統一資格)を有しない 者であっても、少額随契と 同等規模の契約を常時継続 的に締結していることを証 明できる者、過去の実績等 により十分な履行能力が証 明できる者であれば参加可	・総品目総額決定
			以下余白					

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、お問い合わせ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名(担当)：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊 (中島)

電話番号(内線)：072-949-5131 (内線:348)

FAX番号：072-949-5313

メール：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書提出期限:令和8年4月21日10:00

見積書

件名リスト一連番号	12 (8.4.16)
-----------	---------------

(税抜き)

見積金額¥

	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	八尾(8)ばい煙測定検査	仕様書のとおり	セット	1		
2	内訳 別添					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	仕様書に示す		納期 (履行期限)		9.3.31
	契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び担当者連絡先を記載願います。

※見積金額の算定基礎となる内訳書(直接工事費、諸経費等)を添付願います

令和8年4月21日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書

件名リスト一連番号	12 (8.4.16)
-----------	---------------

(税抜き)

見積金額¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
1 八尾(8)ばい煙測定検査	仕様書のとおり	セット	1		
2 内訳 別添					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
納入場所 (履行場所)	仕様書に示す		納期 (履行期限)		9.3.31
契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

上記の件名について、市場価格調査の協力をお願いいたします
 ※内訳書(部材費・労務費・諸経費等)を添付願います
 ※内訳書様式、業者随意様式による。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
 第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住 所
 会 社 名
 代表者名
 担当者氏名
 担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

陸上自衛隊仕様書

- 1 役務件名
八尾（8）ばい煙測定検査
- 2 役務場所
大阪府八尾市空港1丁目81番地 陸上自衛隊八尾駐屯地
- 3 役務期間
契約締結日 ～ 令和9年3月31日
(測定日は7月末及び1月末を基準とし、監督官が指示するものとする。)
- 4 役務概要
ばい煙発生施設のばい煙量等測定を実施するものである。

5 規格等

名 称	ボイラー型式	最高使用圧	換算蒸発量	使用燃料
ボイラー1号缶 (107号建物)	炉筒煙管式ボイラー タマ RE-20F II	0.98MPa	2,400kg/h	灯油
ボイラー2号缶 (107号建物)	炉筒煙管式ボイラー タマ RE-20F II	0.98MPa	2,400kg/h	灯油
ボイラー3号缶 (116号建物)	温水ボイラー 昭和鉄工CVM-6002K	0.49MPa	600,000kcal/h	灯油

6 一般事項

- (1) 適用基準
本検査は、仕様書・図面によるほか各種環境関係諸法規に基づき実施するものとする。
- (2) 協 議
ア 本検査の実施に際し仕様書に記載なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。
イ その他、不明な事項についてはその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。
- (3) 現場管理
ア 本役務は請負業者の責任において実施するものとし、測定・検査に際し破損した場合は監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。
イ 測定・検査に際し、請負業者は検査内容を作業関係者に十分掌握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
ウ 測定・検査中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告するものとする。
エ 測定・検査現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な処置を施すと共に請負業者の責任において管理するものとする。
- (4) 工程表
請負業者は、測定・検査に先立ち、監督官と協議の上、工程表を作成し監督官に提出するものとし、了解を得た後測定・検査するものとする。
- (5) 写 真
請負業者は、清掃の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、検査前・検査中・検査完了後及び監督官の指示箇所とする。また写真は、清掃完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ1部提出するものとする。

(6) 電気・水の使用

自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。

7 特記事項

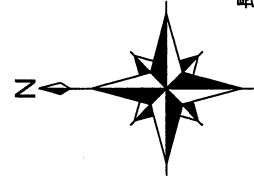
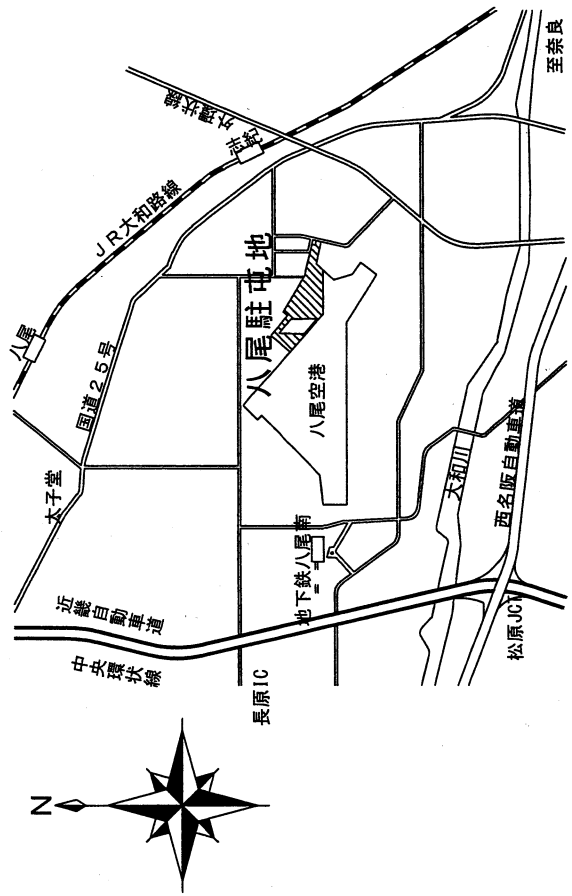
- (1) 検査項目については、硫黄酸化物、ばい煙量、窒素酸化物とする。
- (2) 硫黄酸化物にかかわるばい煙量の測定については、大気汚染防止法施工規則第15条1により、JIS K 0103に定める測定方法により測定する。
- (3) ばい塵にかかわるばい煙濃度の測定については、大気汚染防止法施行規則第15条3により、JIS Z 8808に定める測定方法により測定する。
- (4) 有害物質にかかわるばい煙濃度の測定のうち窒素酸化物は、大気汚染防止法施行規則第15条4・5により、JIS K 0104に定める測定方法により測定する。
- (5) 測定結果（計量証明書）は、測定実施後それぞれのボイラーに分けて作成する他、指定書式により報告書を提出する。
- (6) 報告書には測定・分析状況等の写真を添付する。

8 提出書類

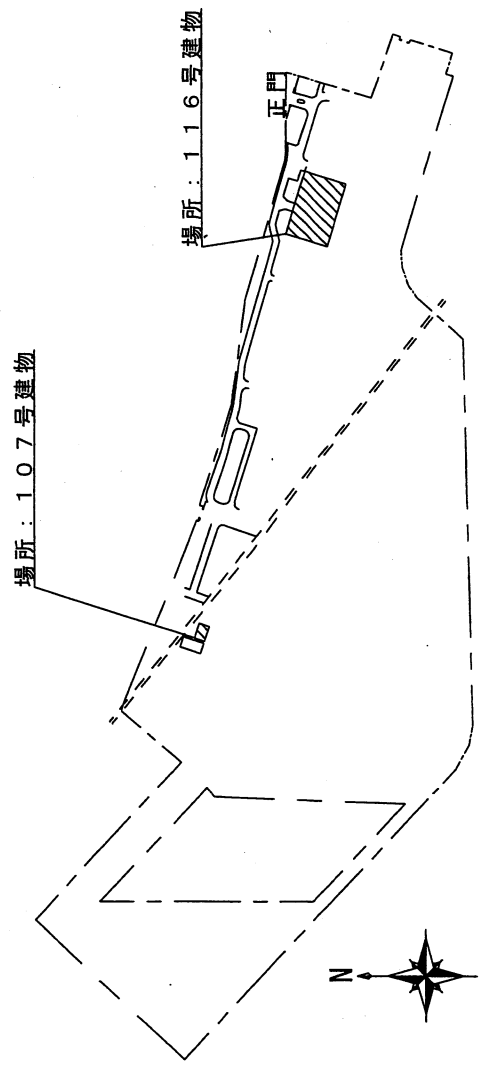
- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 内訳明細書 | 1部（契約後、速やかに） |
| (2) 工程表 | 1部（契約後、速やかに） |
| (3) 現場代理人指名通知書 | 1部（契約後、速やかに） |
| (4) 作業写真 | 1部（竣工後、速やかに） |
| (5) 測定結果報告書 | 必要部数（その都度） |
| (6) その他指示された書類 | 必要部数（その都度） |

9 完了検査

本検査完了後、本仕様書に基づき検査官が検査を実施し、合格をもって完了とする。

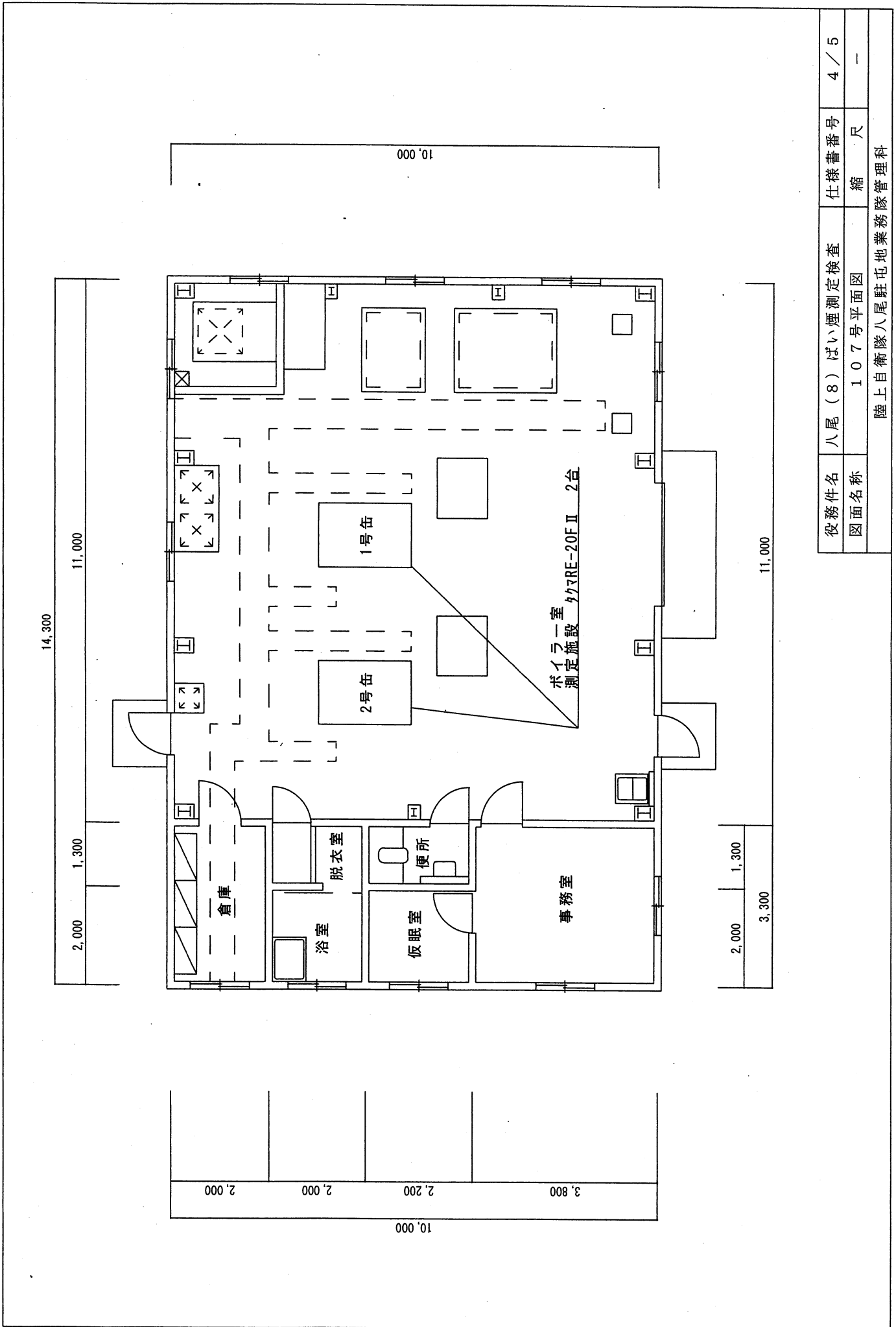


案内図



配置図

役務件名	八尾(8)ばい煙測定検査	仕様書番号	3/5
図面名称	案内図・配置図	縮尺	-
陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊管理科			



役務件名	八尾(8)ばい煙測定検査	仕様書番号	4/5
図面名称	107号平面図	縮尺	-
陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊管理科			

